



CAN DO

“可能性への挑戦”

第59号

金田会計事務所通信

【 アフターコロナの世界に向けて 】

16世紀、今のペルーの高地でインカ帝国最強の皇帝アタワルパ率いる8万人の兵士とスペイン人ピサロの168人のならず者部隊が激突し、7,000人以上を殺し皇帝アタワルパを捕虜にしてしまいました。インカ帝国滅亡のはじまりの事件でした。何故このようなことが起こったのでしょうか。

ピサロは過去にアステカ帝国を征服したコルテスの手法を学び、インカの先住民をとらえ政情や地形などの詳しい情報を収集し、(金銀財宝目当ての目的が本音ではあるが)異教徒を征服するという明確な意図をもって武器など周到な準備で望んだ反面、インカ帝国側はスペイン人に何の興味も持たず繁栄した自らを過信して征服者たちを軽く見たのでした。さらにはスペイン人が持ち込んだ天然痘にとどめをさされました。

2020年は何という年なんだ。と叫びたくなるほど日常がガラリと変わってしまいました。緊急事態宣言により店舗は閉鎖され、人の動きが制限され、健康だけでなく経済活動にも危機が迫っています。日本中が上から下まで右往左往しています。他を批判する暇はなく皆で協力していかなければならない状況で、こんな時こそ自分がお役に立てることは何かと考
え行動することが必要です。私たちはこの困難な時期を生き抜く真剣な戦いをしなければなりません。今まで想像もしなかった敵と。

試行錯誤が続きながらも何とか通常の業務を続けるため、データのクラウド利用と安全性の確保、在宅用パソコン購入、ネット巡回などなど取れる手段は何でも使い、不確定な情報が氾濫する中から確実な内容を早くお伝えするという使命に取り組んでいます。災難もいつかは過ぎ去るものだと言われますが、そのあとに確実に生き残っていなければなりません。きっと新しい世界がやってくるという予感がします。そうであるならただ防御の意識だけでなく、来るべき未来への備えも併せてやらなければならないでしょう。

アメリカ大陸はコロンブスの発見以前の原住民人口の95パーセントがヨーロッパ人の持ち込んだ天然痘などの疫病により犠牲になったといわれています。そして新大陸の主人はヨーロッパ人に取って代わりました。それは今の時代に大きな示唆を与えているように感じます。我々も新しい時代の主人としてそこにいなければなりません。

金田 康良

2020年 4月



新型コロナウイルス感染症対策としての中小企業支援策

新型コロナウイルス感染症が猛威をふるっており、経済活動に大きな打撃を与えています。様々な支援策が準備されていますが、その中から今回は特に中小企業向けのテレワーク導入や業務改善の費用に役立つ補助金について簡潔にご説明いたします。

補助率が
1/2 から 2/3
へ拡充

ソフトウェアの
導入費用と併せて
PC・タブレット等の
レンタル費用も
補助対象に

PC・タブレット等の購入費用は対象外

補助金公募前に
導入したITツール
等も対象に※

【ものづくり・商業・サービス補助】

新製品・サービス開発や生産プロセス改善等のための設備投資等を支援

[対象] 中小企業・小規模事業者等

[補助上限] 原則 1,000 万円

[補助率] 中小 1/2 小規模 2/3

[想定される活用例]

- ・部品の調達が困難となり、自社で部品の内製化を図るために設備投資を行う。
- ・感染症の影響を受けている取引先から新たな部品供給要請を受けて、生産ラインを新設、増強する。
- ・中国の自社工場が操業停止し、国内に拠点を移転する。

【持続化補助(令和2年度補正予算の成立が前提)】

小規模事業者が新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるために行う販路開拓等の取組を支援。

[対象] 小規模事業者等

[補助上限] 100 万円

[補助率] 2/3

[想定される活用例]

- ・新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受ける中でも、営業を継続するため、店内飲食のみであった洋食屋が、出前注文を受け付けるためのwebサイトを作成し、来店しない顧客への販売を開始。
- ・旅館が、自動受付機を導入し、非対面型のサービスを提供する。

【IT導入費】

ITツール導入による業務効率化等を支援。

【対象】 中小企業・小規模事業者等

【補助額】 30～450万円

【補助率】 1/2（特別枠は2/3）

【想定される活用例】

- ・在宅勤務制度を新たに導入するため、テレワークに利用できる業務効率化ツールを導入する



※特別枠に限り、PC・タブレット等のハードウェアにかかるレンタル費用も補助対象

【個人事業主・フリーランスとの取引に関する配慮要請】

新型コロナウイルス感染症により影響を受ける個人事業主・フリーランスと取引を行う発注事業者に対して、取引上の適切な配慮を行うよう、業界団体を通じて要請。

どんな配慮を要請しているの？

【取引上の適切な配慮】

- ① 新型コロナウイルス感染症の拡大防止やそれに伴う需要減少等を理由に、契約を変更する場合には、報酬額や支払期日等の新たな取引条件を書面等により明確化するなど、下請振興法、独占禁止法及び下請け代金法等の趣旨を踏まえた適正な対応を行うこと。

（適正な対応の例）

- ・一方的に契約の変更を行うのではなく、変更の内容について契約の相手方である個人事業主・フリーランスの同意を得た。
 - ・契約の変更の際し、当該変更によって新たに個人事業主・フリーランスに発生する費用を報酬に上乗せした。
 - ・契約の変更（一部解除）の際し、既に個人事業主・フリーランスに発生している費用を負担した。
- ② 個人事業主・フリーランスが、事業活動を維持し、または今後再開させる場合に、できる限り従来の取引関係を継続し、あるいは優先的に発注を行うこと。
 - ③ 個人事業主・フリーランスから、発熱等の風邪の症状や、急行に伴う業務環境の変化を理由とした納期延長等の求めがあった場合には、十分に協議したうえで、できる限り柔軟な対応を行うこと。

【親事業者から、不当な発注等を受けた場合は、どこに相談すればいいの？】

お問い合わせ先

下請けかけこみ寺:0120-418-618

IT導入補助金 について	中小企業等の 生産性を改善することを目的 として、 ITツール導入を支援 する補助金です
補助率・補助額等 について	対 象 : 中小企業・小規模事業者 等 補助率 : 1/2 ⇒ 2/3に拡充 補助額 : 30~450万円
想定される活用例	(例1)小売業において、クラウド型の在庫管理ツールを導入し、テレワーク環境下での業務を実現する (例2)学習塾において、オンライン授業配信ツールや、生徒情報管理ツールを導入し、同時にタブレットをレンタルし、非対面型のサービスを実現する
※PC・タブレット等のハードウェアにかかる レンタル費用も補助対象 、PC・タブレット等の 購入費用は対象外	
公募前に購入した ITツール等への適用について	公募前に購入したITツール等についても補助金の対象* になります (*審査等、一定の条件があります)
今まで 購入 → 申請 → 採択決定 → 認められない 申請 → 採択決定 → 購入 → 認められる	今回 購入 → 申請 → 採択決定 → 認められる 申請 → 採択決定 → 購入 → 認められる

新型コロナウイルス感染症による業務悪化に対する助成金や補助金に関しては様々なパターンがあります。今回ご紹介したものは簡単に触れているため不明点やご相談などはお気軽に問い合わせてください。



気さくで、信頼できる頼もしい顧問税理士として税務・経営・経理の相談、指導等により企業活動へのサポートを行っています。お気軽にご相談下さい。



金田会計事務所 〒541-0052 大阪市中央区安土町3丁目2番14号 イワタニ第二ビル10階
 TEL (06)6264-3328 FAX (06)6264-3329
 E-Mail : info@kaneda-kaikei.com URL : http://kaikei.asia/